

# 日本政府の取り組み

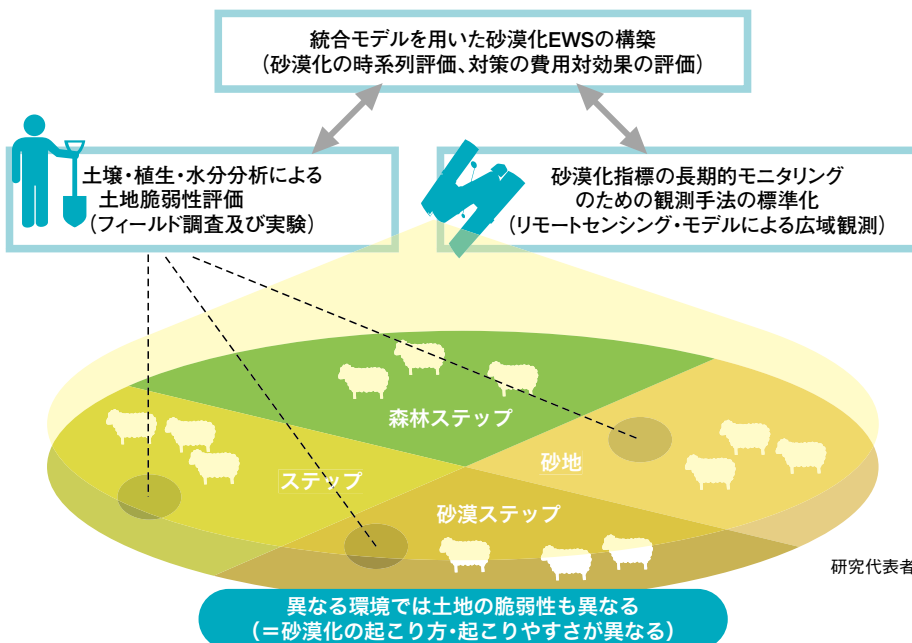
砂漠化対処条約により、先進国である日本は、砂漠化の影響を受ける開発途上国が、砂漠化に対処し、干ばつの影響を緩和するための計画・戦略を策定・実施することについて、これを支援し、また適切な技術の移転等を促進する等の貢献を行うという国際的な責任を負っています。

砂漠化対処への日本政府の取り組みとしては、①国際機関への拠出、②二国間援助、③NGO支援を通じた草の根レベルの協力などが挙げられます。具体的には、砂漠化対

処条約事務局及びその他の多国間環境条約体等に対する拠出、水資源保護、森林保全・植林、農業開発、能力開発・教育等の分野への技術協力、砂漠化に関する研究・調査（CSTへの貢献）、NGO活動の援助（草の根無償資金、地球環境基金を通じた協力）などを実施しています。

環境省では、砂漠化への対処に科学的側面から貢献することを目的として、国内の研究機関等による研究活動を支援しています。

## ▼北東アジアにおける砂漠化アセスメント及び早期警戒体制(EWS)構築のためのパイロットスタディ



土地の条件や利用方法により異なる砂漠化メカニズムを解明し、砂漠化のプロセスを説明する統合モデルを構築し、過去の砂漠化現象の説明、砂漠化防止に最も効果的な土地利用方策、生態系管理計画の提案を行いました。

2005年にケニアのナイロビで開催された砂漠化対処条約第7回科学技術委員会、及び2007年にスペインのマドリッドで開催された同8回科学技術委員会において本事例の発表を行い、砂漠化に対する科学的、技術的貢献を果たしました。

研究代表者／東京大学大学院農学生命科学研究科  
武内 和彦教授、実施期間：平成16～18年度

## ● COLUMN ODAによる砂漠化防止の取り組み

サヘル地域で1985年から2000年にかけて、緑資源機構(2008年より国際農林水産業研究センターへ統合)による砂漠化防止のための調査が行われました。2000年にはJICAにより、その調査の結果開発された技術を取り入れた小規模総合事業プログラム※が、マリ共和国のセー地方南部で、砂漠化に対する住民参加型の開発調査として行われました。

### ※小規模総合事業プログラム

砂漠化、貧困問題、ジェンダー等、複雑に絡み合った問題の解決を総合的に推進する農村開発プログラム。効果が出るまでに時間のかかる植林等の技術の導入と、住民の生活改善にすぐに効果を期待できる小規模な事業を組み合わせて行います。

識字教育を受ける住民たち  
写真提供／独立行政法人国際農林水産業  
研究センター(JIRCAS)

